

2006年12月14日

船員保険事業運営懇談会

座長 岩村 正彦 様

全日本海員組合

社団法人 日本船主協会

社団法人 日本旅客船協会

日本内航海運組合総連合会

社団法人 大日本水産会

船員保険に関する労使協議：結果について

座長よりご要請のありました船員保険にかかる事項につきまして労使協議を行ったところ、次のとおりの結果となりましたのでご報告申し上げます。

記

日 時：2006年12月11日（月）13:30～15:30

場 所：日本船主協会 601 会議室

出席者：全日本海員組合（大内、三尾、三宅、清水、西村）

日本船主協会（江口、山脇）

日本旅客船協会（坂本、遠藤）

日本内航海運組合総連合会（三木、山本）

大日本水産会（小坂、古澤）

内航労務協会（山岡、鈴木）

議事概要：

1. 運営主体について

新船員保険制度を全国健康保険協会で運営する場合は、同制度の独自性および主体性確保のため、法令によるものも含め制度的に担保する必要があることを、労使一致して確認した。

また、将来、当該法令が改正される際には、その検討に労使が関与できるようにすべきであることを確認した。

2. 福祉施設について

船員保険事業運営懇談会の報告書が作成された後も、船員保険の統合までの間、福祉施設の整理・合理化、代替措置および受け皿に関連する問題等について、労使で協議し結論を得るべく一致して取り組むことを確認した。

3. 独自給付について

組合側は、独自給付について、現在の給付内容を維持すべきとの立場から意見を述べ、船舶所有者側はこれに理解を示した。

以上